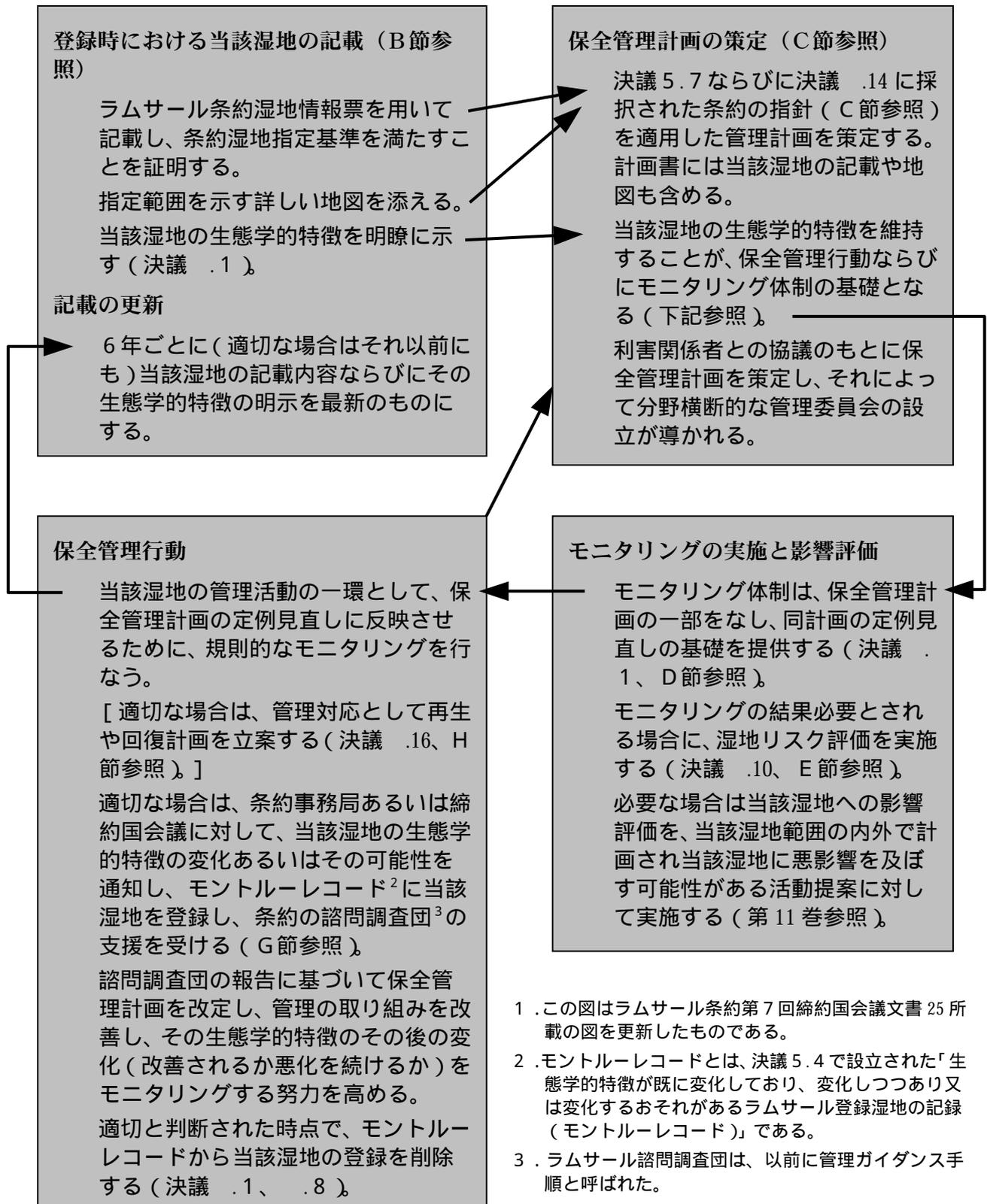


ラムサール条約湿地ならびにその他の湿地の保全管理のために条約が提供するツールの統合的パッケージ概要図<sup>1</sup>



1 .この図はラムサール条約第7回締約国会議文書 25 所載の図を更新したものである。  
2 .モントルーレコードとは、決議 5.4 で設立された「生態学的特徴が既に变化しており、変化しつつあり又は变化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録(モントルーレコード)」である。  
3 .ラムサール諮問調査団は、以前に管理ガイダンス手順と呼ばれた。